

国自貨第285号
令和7年8月25日

公益社団法人
全日本トラック協会
会長 寺岡 洋一 殿

国土交通大臣
中野 洋昌
(公印省略)

トラック運送業における価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について（要請）

平素より、国土交通行政の推進に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方に立ち、賃上げの流れを中小企業等で働く方々まで、そして、取引の上流から下流まで広く行き渡らせるために、賃上げ原資確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進めることが重要です。また、サプライチェーンの隅々まで価格転嫁を浸透させることは、サプライチェーン全体で利益を共有し、賃上げ・投資を促し、取引先により支えられている発注者自身の製品・サービスの競争力強化にも繋がるものです。

また、令和7年1月に開催された「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」では、石破総理より、中小企業が価格転嫁できるような仕組み、あるいは、価格転嫁を阻害する商習慣の一掃に向けた各種の取組を、政府が各業界・企業と連携して進めるよう、指示がありました。

こうした点を踏まえ、貴団体におかれては、本要請文を傘下会員の皆様に周知いただくとともに、特に下記の点について依頼いたしますよう、お願い申し上げます。

また、貴団体から周知・依頼を受けた個々の事業者におかれましては、経営者・代表者、運賃交渉担当の幹部の方から、現場の運賃交渉担当の方々まで、本要請文の趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

1. 下請法・下請振興法の改正内容に関する傘下会員への周知

令和7年5月16日に「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立し、5月23日に公布されました。今後、下請法は中小受託取引適正化法（取適法）、下請振興法は受託中小企業振興法（振興法）が通称となります。両法は、令和8年1月1日に施行されるため、改正内容について早期に理解を深めていただくことが重要です。

つきましては、(別添)「下請法・下請振興法改正法について」について、傘下会員への周知をお願いいたします。今後、国土交通省や地域ごとの説明会も開催していく予定ですので御参加いただければ幸いです。

(中小受託取引適正化法のポイント)

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定の禁止
- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止
- 発荷主からトラック事業者への運送委託を対象取引に追加
- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、適用基準を追加
- 事業所管省庁の主務大臣（国土交通大臣）に指導・助言権限を付与
- 「報復措置の禁止」の申告先に主務大臣（国土交通大臣（※））を追加
 - ※ トラック・物流Gメンへ申告しやすい環境を整備

(受託中小企業振興法のポイント)

- 発荷主からトラック事業者への運送委託を対象取引に追加
- 資本金基準に加え、従業員数基準を適用基準に追加
- 多段階の事業者の共同での振興事業計画作成が可能に
- 国及び地方公共団体の責務規定の追加
- 主務大臣（国土交通大臣）に、より具体的措置をとるべきことを「勸奨」する権限を付与

2. 自主行動計画や取引適正化ガイドラインの改正、商慣習の見直し、パートナーシップ構築宣言

「取引適正化」及び「付加価値向上」に向けた自主行動計画及び取引適正化ガイドラインを策定しているトラック運送業界におかれましては、今般の法改正も踏まえまして、自主行動計画の内容の見直し及び国が策定した取引適正化ガイドラインの見直しへの協力をお願いいたします。また、重ねてのお願いにはなりますが、価格転嫁を阻害する商慣習の一掃及び「パートナーシップ構築宣言」の推進などに向けて、引き続き、自主行動計画に基づく取組の充実や改善をお願いいたします。

(参考) 内閣官房ホームページ

- ・ 下請適正取引等推進のためのガイドライン策定業種（21種類）（令和7年6月時点）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku_kojyo/katsuryoku_kojyo_wg/dai8/siryou6.pdf

- ・ 取引適正化に向けた自主行動計画策定団体（30業種80団体）（令和7年6月時点）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku_kojyo/katsuryoku_kojyo_wg/dai8/siryou7.pdf

3. 間接的な経費に関する価格交渉対象化の検討

中小企業庁によれば、企業への調査・ヒアリングを通じ、「近年の物価上昇を受けて、警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費が上昇しているが、価格交渉において価格転嫁が認めてもらえない。」との声が多く寄せられています。

すでに、エネルギー価格や労務費の転嫁については、重ねてのお願いを申し上げているところですが、それ以外にも、トラック運送業界におかれましては、運行管理者や整備管理者等の人件費、ドライバーに対する指導教育費、事務所運営費等の間接的な経費につきましても、取引実態等に照らし、傘下企業において価格転嫁・交渉の対象としていただきますようお願いいたします。

4. トラック運送業界内における価格転嫁及び賃上げの取組

トラックドライバーの賃上げのための価格転嫁・取引適正化については、荷主側のみなならず、トラック運送業界内においても、取り組める余地があるとの認識の下、

- ・元請事業者をはじめとする他の事業者へに運送委託を行う全てのトラック事業者は、改正物流法の着実な履行、多重取引構造を当然とする商習慣の見直し、実運送事業者のコストを勘案した価格決定をしていただくこと
- ・全てのトラック事業者は、労務費指針の趣旨を踏まえ、少なくとも運賃収入の上昇分は、トラックドライバーの給与の引き上げに確実に反映いただくこと

について、引き続き、積極的かつ自主的な取組を進めていただくようお願いいたします。

以上